

事務所通信

2007年10月号

No. 28



不動滝

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

徳に基づき、組織を治める

京セラ名誉会長の稲盛和夫氏は雑誌「致知」の巻頭言で徳に基づく経営の必要性を説いています。一部抜粋しましたが、ご紹介いたします。

孫文の説いた王道

組織をまとめていくには「力」で治めていく方法と、「徳」で治めていく方法があります。換言すれば、集団の統治には、徳に基づく「王道」と力に基づく「霸道」という二通りの方法があるのです。孫文は革命を通じ新しい中国を作ろうと考え、友人たちの支援を求め、当時、日増しに帝国主義的な方向へ傾斜していこうとしていた日本を訪れ、次のように問いかけました。「西洋の物質文明は科学の文明であり、武力の文明となってアジアを圧迫している。これは中国で古来いわれている霸道の文明であり、東洋にはそれより優れた「王道」の文化がある。「王道」の文化の本質は道徳、仁義である。」孫文が説いた「王道」とは徳に基づいた国家制度のことであり、「徳」とは中国では古来、「仁」、「義」、「礼」という三つの言葉で表されています。「仁」とは他を慈しむこと、「義」とは道理にかなうこと、「礼」とは礼節を弁えていることです。また、この「仁」「義」「礼」三つを備えた人を「徳のある人」と呼んでいました。つまり、「徳で治める」とは、高邁な人間性で集団を統治していくことを意味するのです。

経営はトップの器で決まる

企業経営においても、長く繁栄を続ける企業を作り上げていこうとするなら、「徳」で収めていくしか道はないと私は考えています。欧米の多くの企業では一般に、「霸道」つまり「力」による企業統治を進めています。例えば、資本の論理を持って人事権や任命権を振りかざしたり、または金銭的なインセンティブを持って、従業員をコントロールしようとしたりするのです。しかし権力によって人間を管理し、または金銭によって人間の欲望をとるような経営が、長続きするはずはありません。一時的に成功を収めることができたとしてもいつか人心の離反を招き、必ず破滅に至るはずで、企業経営とは永遠に繁栄を目指すものでなければならず、それには「徳」に基づく経営を進めるしか方法はないのです。実際に、経営者の人格が高まるにつれ、企業は成長発展していきます。私はそれを「経営はトップの器で決まる」と表現しています。会社を立派にしていこうと思っても、「蟹は自分の甲羅に似せて穴を掘る」というように、経営者の人間性、いわば人としての器の大きさにしか企業はならないものなのです。企業を発展させていこうとするなら、まずは経営者が人間としての器、言い換えれば、自分の人間性、哲学、考え方、人格というものを、絶えず向上させていくよう、努力を重ねていくことが求められるのです。

しかし近年日本ではそのようなことを理解する経営者が少なくなっています。少しばかり事業で成功を収めただけで、謙虚さを失い、傲岸不遜に振る舞い、私利私欲の追及に走ることで、せっかく手にした成功を失ってしまう経営者が続いているのです。今こそ賢人、聖人たちの知恵に学び、「徳」ということの大切さを改めて理解することが大切です。そうすることが、単に一つの集団の発展を導くのみならず、荒みいく日本社会の再生にあたっても、大きな貢献を果たすのではないのでしょうか。

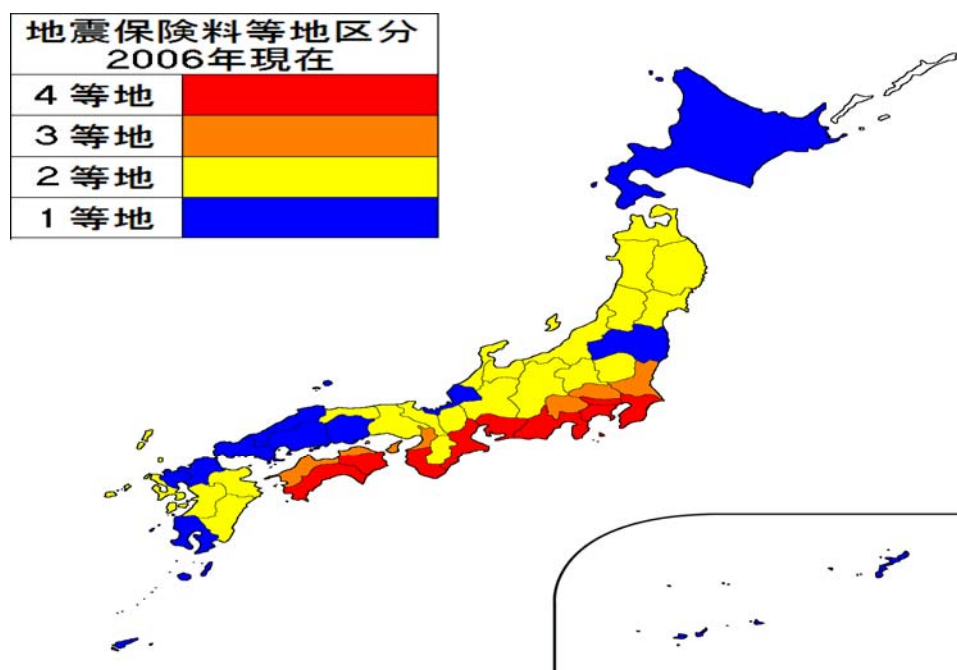
地震保険

地震保険の保険料が10月1日より改定されます。地震保険料は、建物の構造(木造・非木造)と所在地(都道府県別)によって異なり、所在地別ではもっとも危険度の低い1等地から最も高い4等地までの4ランクに分かれています。現行の算出法では、過去の地震を参考にしていますが今回の変更では、2005年3月に地震調査研究推進本部が公表した「確率論的地震動予測地図」を活用し、あわせて地震による被害の予測手法を最新のものに改めるなど、地震保険基準率(保険金額1000円に対する1年間の保険料の割合)について全面的な見直しを行ったものです。14都道府県で保険料が上がりましたが、全国平均では7.7%の引き下げとなりました。

新潟県の保険料例 <保険期間1年、保険金額1000万円あたりの一時払保険料> (単位:円)

建物の構造	非木造			木造		
	改正前	改正後	差	改正前	改正後	差
保険料	7,000	6,500	-500	16,500	12,700	-3,800

全国の地震保険料等地区区分図



地震保険料の改定に合わせ、10月より新たに「免震建築物割引」「耐震診断割引」の2つの割引が導入されます。現在、昭和56年6月1日以降の新築建物・家財については10%割り引く「建築年割引」住宅の耐震等級3ランクに応じ10~30%割り引く「耐震等級割引」の2つがあります。新たに導入される「免震建築物割引」は、建物が「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する免震建築物であると所定の資料で確認できた場合、その建物または家財に対して30%割り引かれます。「耐震診断割引」は、耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法またはこれに基づく命令等の規定と同等の耐震性能を有することが所定の資料で確認できた場合、その建物または家財に対して10%割り引かれます。ただし、以上の4つの割引は、いずれか1つのみの適用となっており、併用はできません。

< 堀 田 >

eLTAX とは

eLTAX とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。エルタックスと読みます。

地方税の申告、申請、納税など(以下「申告等」といいます。)の手続きは、それぞれの地方公共団体で行っていただく必要がありましたが、地方公共団体が共同でシステムを運営することにより、電子的な一つの窓口からそれぞれの地方公共団体に手続きできるようになりました。

※ eLTAX は、地方公共団体で組織する「[社団法人地方税電子化協議会](#)」が運営しています。詳しくは「[運営組織](#)」をご確認ください。

eLTAX ご利用の流れ

eLTAX を利用するには、下図のような手続きが必要です。

STEP1: 利用届出を行います



利用届出(新規)を1度だけ行い、利用者IDを取得してください。1つの利用者IDで複数の地方公共団体へ申告等の手続きを行えます。

STEP2: 利用通知書を受け取ります



eLTAXのご利用に必要な、利用者IDと仮暗証番号が記載されています。利用届出(新規)を行った後、5日～15日程度で届きます。

STEP3: eLTAX 対応ソフトウェアを取得します



申告書の作成・送信は、PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから行います。eLTAX対応ソフトウェアを取得してください。

当ホームページから、無料のeLTAX対応ソフトウェア(PCdesk)を取得できます。また、市販されている税務・会計ソフトウェアの中にも、eLTAXに対応しているものがあります。

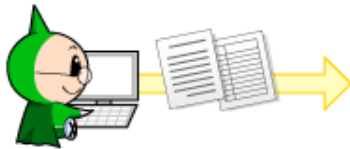
STEP4: 暗証番号を変更します



PCdesk などの eLTAx 対応ソフトウェアから eLTAx へログインし、仮暗証番号を変更してください。

仮暗証番号には有効期限が設定されていますので、ご注意ください。

STEP5: 電子申告を行います



PCdesk などの eLTAx 対応ソフトウェアから申告書を作成・送信してください。

複数の提出先へ電子申告する場合は、利用届出(変更)を行って提出先を追加します。

◎電子署名等の一部省略の実施について

これまで、eLTAx で申告書を送信する際には、申告書に電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信していただいていたのですが、次のとおり電子署名等の一部省略した申告書の送信が可能となりました。

これにより、税理士等が関与する納税者の場合、納税者の電子証明書がなくても eLTAx をご利用いただけるようになります。

1. 電子署名等の一部省略できる申告書

税理士等が納税者の申告書を作成・送信する場合、税理士等の電子署名等のみによる送信を可能とし、納税者の電子署名等を省略できるものとします。

2. その他

納税者が行う利用届出手続及び暗証番号変更手続について、納税者の電子署名等を省略できるものとします。

3. 実施時期

平成 19 年 4 月 2 日から実施されています。



従業員が給料を前借りしたいと申し出てきました。前借りの前例がないので、どのようにすればいいか教えてください。



労働基準法には非常時（出産、結婚、病気、災害等）について、給料日前でも給料を払うように定めています。

しかし、これは既に行った労働に対して給料日前でも支払うように定めているものであって、これから行う予定の労働に対して給料を払うように求めているものではありません。



休憩時間は法律で決まっていますか？



労働基準法で、労働時間が

6時間を超え、8時間以下の場合には少なくとも45分

8時間を超える場合は、少なくとも1時間

の休憩を与えなければならない、と定めています。



解雇予告手当について教えてください。



労働基準法では、「使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。

30日前に予告しない使用者は、30日以上平均賃金を支払わなくてはならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合、又は労働者の責に基づいて解雇する場合においては、この限りではない」としています。

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
10月3日(水) 午後6時15分 ～ 午後7時45分	経営者講座 新潟活学塾 『経営理念の探求』と そして『古典に学ぶ』	加藤税理士事務所	東京 ハートランド総研 所長 佐々木 直	2,000円 (注) 顧問先 の皆様は無料
10月23日(火) 午後6時30分 ～ 午後8時30分	テルモ経営研究会 『I am OK! You are OK! We are OK!』 ～人が輝く人間尊重の経営～ 沖縄教育出版(薬草・化粧品・出版)	加藤税理士事務所	加藤 輝 守	1,000円

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～

歯ぎしり

寝ている時の癖である「歯ぎしり」。一体どれくらいの負荷がかかっているのか。おせんべいを食べる時は10キロ、食パン1枚は30キロ、歯ぎしりするときは60～80キロの力がかかっているというから歯が磨り減ったり、グラグラするのも無理な話。

教育びびり(株)カガ - おもしろ雑学集より (担当: 小森)





休日カレンダー



10月（神無月）October

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6 堀田・田中
7	8 体育の日	9	10	11	12	13 伊藤・廣川
14	15	16	17	18	19	20 倉又・原
21	22	23 テルモ経営研究会	24	25	26	27
28	29	30	31			

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
 - ・ 土曜日も元気に営業しています。
- （名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。）

10月の税務

- 10月10日 本年9月分源泉所得税・住民税納税
- 10月15日 特別農業所得者 予定納税基準額等通知
- 10月31日 本年8月分決算法人 法人税等・消費税確定申告
平成20年2月決算法人 法人税等・消費税中間申告
平成20年5月・2月本年11月決算法人 消費税中間申告
本年8月分消費税中間申告

あしがき

10月に入り、すっかり秋らしくなりました。春の七草は「七草がゆ」にして食べるなど、“食”を楽しむものですが、秋の七草は花を“見る”ことを楽しむもののように。秋の七草のゴロ合せです。

く お す き な ふ く は 〉
女郎花 すすき 桔梗 撫子 藤袴 葛 萩

身近に自然があっても、気づかずに過ごすことが多いものです。葛の葉は知っていても花がこんなに綺麗とは思いませんでした。河原に群生する、すすきも見頃です。散策しながら小さな秋を見つけたいと思います。

広川